

天和元年(1681)講定譯官使

箕輪吉次*

目次

はじめに
Ⅰ. 訳官使招請
Ⅱ. 訳官使の府内廻着
Ⅲ. 初宴席
Ⅳ. 萬松院参詣
Ⅴ. 中宴席と通信使講定
Ⅵ. 渡海訳官等手本
Ⅶ. 以酌庵宴席
Ⅷ. 出宴席
Ⅸ. 訳官兩使出帆
おわりに

はじめに

天和二年(1682)年通信使については、従来、対馬厳原着岸以降の日本国内での動向について多く紹介され、論じられてきた¹⁾。実際には、それより前、家綱薨御から一ヶ月余日後の延宝八年(1680)年六月十四日前後から事が進められ、延宝九年(1681)正月には、四代將軍家綱の弔礼と、藩主宗義真の対馬下着の嘉儀を兼ねた訳官使²⁾が対馬に渡り、通信使来聘に関することも話題にのぼっている。訳官使は三月四日対馬府中を出帆し、帰国の途についた。一方、宗義真も、同じ月の二十日に対馬を出帆、四月十二日江戸に着き、五月八日の家綱一周忌法要に参列した。五月十六日以降、堀田筑前守正俊との間で通信使に関する事前打ち合わせが本格的なものとなり³⁾、やがて、信使来聘の上意を受けた後、五月二十七日に暇の上意を受け、六月三日に江

* 慶熙大学校 日本語学科

1) \$三宅英利氏『近世日朝関係史の研究』(文献出版、昭和六十一年三月)所収「第二章、幕藩体制安定期の通信使、四、綱吉政権の成立と通信使」、李元植氏『朝鮮通信使の研究』(思文閣出版、平成九年八月)所収「天和度(1682)の使行」。

2) 拙稿「延宝九(1681)年正月訳官使」(「日本学論集」20輯 2005年12月)をあわせ参照されたい。

3) 「天和元年(1681)講定訳官使派遣まで」(「日本学論集」21輯 2007年2月)をあわせ参照されたい。

戸を発駕、同二十八日に対馬府中に下着した。既に、通信使来聘については、宗義真の下着以前に朝鮮国に通信使来聘に関する書契を発してはいたが、藩主の下着を受けて、交渉が本格化することになる。

藩主下着後の朝鮮国との交渉、及び講定訳官使の実際のありようについて、具体的に確認することにする。

I. 譯官使招請

大韓民国国史編纂委員会に『延宝九辛酉年 御回棹講定兼 訳官記録 卞僉知 韓判事』(以下、『御回棹講定兼訳官記録』と記す)⁴⁾という写本が所蔵されている。卞僉知とは卞再標、韓判事は韓後瑗のことである。本書は天和元年(1681)十月二日府内に廻着した、朝鮮国側での呼称で問慰訳官と称する卞再標と韓後瑗の訳官両使との間での通信使講定に関する諸々の事項を記録した写本である。冒頭、訳官両使の府内廻着前の対馬での動静が記録しており、通信使講定の経緯を知る上で、朝鮮国側の『通信使謄録』⁵⁾とともに貴重な史料である。『講定兼訳官記録』と『通信使謄録』、及び以酌庵の『両国往復書牘』⁶⁾によって経緯を見ていく。

宗義真が六月二十八日に対馬に帰着するより前、すてに、礼曹参判、礼曹参議、東萊釜山両令公に宛てて宗義真名義の書契を発している。対馬藩及び書契を管理している以酌庵は、『両国往復書牘』巻二十五での「遣告信使渡海参判書」という表題のごとく、信使渡海の時期に関して告知らせる書契として扱っているが、朝鮮国側の『通信使謄録』第三冊では「信使請来差倭書契謄本」として記録されており、日本側が信使を請うた書契として扱っている。この書契は、礼曹参判宛の「来歳七八月之交到着于東武」や礼曹参議宛の「来七八月交到着東武可也」、あるいは、東萊釜山両令公宛の「信使来聘之期来年七八月之交来到東武左為可也」のように、江戸到着の時期と、新将軍に儲君がいることを告知させる内容となっている。

六月二十八日、宗義真が対馬に帰着した。そこで、七月日の日付の「告太守帰国書」を礼曹参議に、「告太守帰国副書」を東萊釜山両令公に宛てて発している⁷⁾。使者幾度伊兵衛、封進嶋井喜太右衛門であった。また、使者陶山五市郎、封進安重利兵衛を派遣し、同じ

4) 表紙には墨書きで『延宝九辛酉年/十月二日此日廻府/御回棹講定兼/訳官記録/式冊之内一/卞僉知/韓判事』とある。以下『講定兼訳官記録』と記述する。原文を引用するにあたっては、字体は通行字体とし、合字「より」は「より」に改め、異体字は通行字体に改めた。闕字等はすべて省き、適宜句読点を補った。仮名一字の踊り字は原本のまま「、」とし、漢字一文字の踊り字は「々」とした。

5) ソウル大学奎章閣所蔵の影印本の第一巻目所収『通信使謄録 第三冊』による。ソウル大学校図書館刊行、1991.12。

6) 日本国立国会図書館所蔵。

7) いずれも『両国往復書牘』巻二十五に収録されているが、藩主対馬下着を伝える内容だけである。

く七月日付の書契「請訳官渡海書」を礼曹参議に、「請訳官渡海副書」を東萊府使、釜山僉知に宛てて発した。書契及び使者は異なるが、派遣の時期も異なるのかは、確認できない⁸⁾。今回の訳官使は、宗義真の対馬下着の嘉儀と、通信使の講定を兼ねたものであった。「今度之訳官之儀御下着之御祝詞、付り、信使来聘ニ付、諸事被仰含御用有之、両様を兼、被召寄」とある。書契の和文の案文には、「来秋信使来聘之儀」とあり、講定のための訳官使の対馬への渡海は「当秋八九月中ニ対府着船候様ニ」⁹⁾とある。『両国往復書牒』に載せる「請訳官渡海書」には「来秋信使来聘之事、其諸般条理礼用規度、面稟象官、要達衷曲所、冀今秋九十月際差両訳使来弊州矣、差遣陶山以直迎請焉」となっている。例の如く、別幅を添えたのは言うまでもない。この書契を和館に送るときに、草梁和館にいる田嶋十郎兵衛に、訳官迎えの使者である陶山五市郎が訳官を伴って対馬に戻る時、同行せよと命じ、また、訳官使が対馬に来る際、毎度密売買をする者が跡を絶たず、この年の正月訳官使にも密売買が露見したため、荷改めに関する従来の申し合わせの確認など、朝鮮側との交渉内容を和館側に指示している。長文であるが、該当全文を次に引く。

一筆令啓達候。然者訳官罷渡候節、毎度御法度物持渡候而、密々致商売、御詮儀之上、罪科ニ被仰付儀、折々有之候。尤、前々より被仰付置候得共、兎角、御法度之商売仕事候。毎度ケ様ニ斬罪等被仰付、及御詮儀候段、近比笑止千万成儀ニ被思召上候。両国誠信之御通用ニ候得者、互ニ僉儀之上、御法度物持渡、商売不仕候様ニ可有之儀ニ候。尤、下々之者、仕儀ニ候得共、畢竟者上之御為ニ茂不罷成、国中之妨ニ罷成候。訳官之者茂両国之為ニ而候得者、此儀承引仕、御法度物不持渡様ニ可申付儀ニ被思召上候間、今度之訳官兩使江此旨、堅可被申付候。雖然人数多ニ而、殊、下々之者仕事ニ候条、佐須奈浦着船之刻、訳官乗船、荷改可申付候間、得其意、覚語仕候様ニ可被申渡候。尤、先例無之候故、承引仕間敷与被思召上候。乍去、両国之為ニ候故、法度物不持渡候様ニ与之御事候。相肖候者、科ニ被仰付候段、毎度之事候得者、此段ハ朝鮮国ニ茂笑止ニ不被存候而、難叶事候。訳官自分ニ難成由申候ハ、東萊江申談、能合点仕、請合候様ニ、各以相談具ニ可被申渡候。其上ニ而茂承引無之候ハ、訳官船を和館船滄ニ乗廻り、東萊より荷改被仕、此方之御横目相加り、持渡候荷物帳ニ記、可被差渡候。帳面より外之物、一色茂持渡不申候様ニ可被相極候。尤、商売物例年持渡、売上ケ仕候品々、於其元、御代官方へ相渡シ、不入物、爰元江不持渡様ニ可被申付候。

8) 『通信使牒録』第三冊辛酉八月初五日の条に、七月二十四日亥の刻に倭船が館所に来たという釜山僉使李万徹の報告を東萊府使南益薫が受けている。

9) 「一筆令啓上候。貴国弥可為御静謐、珍重存候。本邦茂別条無之候。然者、来秋信使来聘之儀ニ付、諸事中含度用事有之候間、当秋八九月中ニ対府着船候様ニ、訳官兩使渡海可被仰付候。依之、為迎、陶山以直差渡候。仍輕少之土宜、以別幅、令進覽候。不宣 / 七月日 / 御使者 / 陶山五市郎 / 封進 / 安重利兵衛 / 参議 / 東萊 / 釜山」

- 一 此以後若御法度相肖候者有之節、日本人朝鮮人共ニ互ニ同罪ニ申付、朝鮮人ハ日本人の目前ニ而死罪ニ申付、日本人ハ朝鮮人の目前ニ而斬罪ニ可申付候。此段者両国誠信之道候得者、平生ニ而茂ケ様ニ可有之儀ニ候。日本人計毎度科ニ被仰付候儀、如何ニ御座候。此後、御法度物商売仕候ハ、双方之者相極、科之輕重次第ニ朝鮮人日本人可為同罪候。此儀ハ此方 不被仰付候共、朝鮮 罪科ニ可被申付事ニ候間、此旨堅可被申渡候。右之趣依御意、如此候。請合之趣急度以飛船可被申上之旨、当春平田直右衛門・内山郷左衛門 田中善左衛門方へ申遣候処、則、卜僉知季正江右之段申渡候処、卜僉知申候者、荷改被仰付候儀、御免被下候様ニ、今度召列罷渡候者共へ茂、左様之御法度物不持渡、尤、日本人与御法度物之商売不仕候様ニ、堅可申付候。若御法度之商売仕、御僉儀之上ニ而日本人ニ繩を御掛候ハ、朝鮮人茂同前ニ繩御掛候様ニ、科ニより斬罪ニ被仰付候ハ、朝鮮人茂同罪ニ被仰付候様ニ、荷改之儀者御免被下候様ニ与、達而理申候付、左候ハ、可任御理候条、今度召列候者共、御法度物曾而持渡不申候様ニ、被申渡候処、当春茂御法度物商売仕付、日本人江繩御掛被成候故、朝鮮人ニ茂繩御掛被成候。
- 一 今度之訳官ニ可被申渡候者、当春訳官渡海之刻、右之段兩使ニ堅申渡候得共、当所帰帆之砌、下々御法度相背申候条、今度之儀、弥荷改可申付与兩使江可被申渡候。万一荷改之儀理達而申候ハ、右之段々被申渡、自然御法度物持渡商売仕候ハ、詮儀之上ニ而日本人同罪ニ可申付之旨、堅可被申渡候。ケ様ニ毎度御法度相背候得者、両国之為ニも不宜儀ニ候条、随分合点仕候様ニ被申渡候儀專一候。恐々謹言
- 八月二十二日 年寄中
 浅井平右衛門殿
 高勢八右衛門殿
 田嶋十郎兵衛殿

長文ではあるが、訳官使の対馬渡海の際の密売買を防止する方策が主たる内容である。密売買が横行し、正月訳官使の前に申し合わせていたにもかかわらず、またも露見することになり、申し合わせの通り、訳官船が佐須奈浦に着船の時、訳官乗船の荷改めをするので、あらかじめ承知させてほしい。しかし、先例にないことなので承服できないかも知れず、また訳官の判断で決めることができなければ、東萊府使に掛け合い、合点させるように和館館守をはじめ、和館中の者が朝鮮国側と相談をすべきである。それでも、承引なくば、訳官船を和館船滄に回航させ、東萊府使が荷改めをし、対馬藩の横目も加り、対馬に持ち渡る品々を荷物帳に書き載せ、その帳面の提出を受けた上で、帳面に記した物品以外の物は一切持ち渡らないようにさせなければならない。訳官船が対馬に来るときの、公的な商売物は、訳官船が持ち渡るのではなく、和館において代官に渡すこととし、訳官船には、帳面に書き載せた物以外は載せてはならない。また、こうした方策を採用しても、なおかつ密売買が行われるならば、従来は日本人だけが死罪に行われてきたが、今後は日本人朝鮮人同罪とし、朝鮮人は日本人の目前で死罪、日本人は朝鮮人の目前で斬罪とする。この旨、この年春に平田直右衛門・内山郷左衛門・田中善左衛門方へ命じ、卜僉知季正へ申し入れたのだが、

荷改めは許してほしいとのたつての願いがあり、正月の訳官使渡海の際には荷改めを免じたのだが、
 又も密売買が露見し、法度物の商売があったので、日本人に縄を掛け、朝鮮人にも縄を掛けるとい
 う仕儀になった。そこで、今回は、荷改めを免ずることはできない。万一荷改めを拒否し、密売買が
 露見するという事態になった場合は、縄を掛けるだけでなく、日本人同罪に処断する旨、交渉せよと
 いうものである。同罪とは、斬罪である。従来、朝鮮側は密売買が露見しても、笞打ちの刑に処す
 のみであった。

密売買防止のため方策として、藩では、また別の対策をも立てていた。密売買が行われるのは、
 訳官に随行した者達が宿所と訳官船の間を自由に往来して、生活に必要な器材と称して物品を持ち
 出すことを許してきたためであるので、今後は船との往来を一切禁止、生活に必要な器材などは郡屋
 の蔵にすべて入れ置き、府内においては、訳官使の荷物をはじめ、船の諸道具などすべてを船より
 揚げ、蔵に入れ置いて、船には一人も残さず、空き船として、往来する必要があるようにする。船と
 の往来を一切禁ずることで、すべての荷物を蔵に入れる際に、帳面外にある人蔭は密売買品である
 から、船から蔵に入れるわけにもいかず、また、船との往来は一切禁じるので、その後持ち出すことも
 出来ず、密売買はさわめて困難になるはずなのである。そのことが、九月十一日付の「一訳官荷物
 者不申及、器ニ至迄郡屋之御蔵ニ入置、朝鮮人船へ往来不仕候様ニ、訳官兩使申渡候様ニ
 田嶋十郎兵衛方江申越候書状之案」¹⁰⁾に詳しく書かれている。空き船にするにしても、船を守るた
 めの人が必要とあれば、対馬藩側でその人員を提供すると、断固たる方針であった。

陶山五市郎が対馬に戻る時に、朝鮮国より九月日の日付の礼曹参議尹楮¹¹⁾、及び釜山僉知
 李斗龜からの答書及び別幅がもたらされている。宗義真の送った別幅に謝すとともに、講定の訳官
 使を派遣するという答書である。

訳官乗船の上乗二人が草梁和館に向け出船した。折り返し、草梁にいる浅井平右衛門 田嶋十
 郎兵衛・高勢八右衛門から、それまでの申し入れに対する朝鮮側の回答がもたらされている。和館
 船倉での荷改めは拒否、しかし、佐須奈において訳官側で荷改めをし、その際、佐須奈横目と田

10) 「一筆令啓達候。然者、今度館守方 被申越候者、訳官乗船今月廿日ニ仕筈候由、申来候。弥日限相違無
 之、廿日ニ乗船候様ニ催促尤存候。就夫、先頃茂申遣候様ニ、訳官渡海毎ニ御法度相背、科ニより死罪ニ被
 仰付候。左様ニ有之而者上之御為ニ茂不罷成儀ニ候。ケ様ニ「御法度相背候茂、訳官乗船ニ荷物を積置、朝
 鮮人船ニ往来仕故ニ候。今度訳官御当地着船候ハ、爰元逗留中者訳官荷物之儀者不申及、器ニ至迄不
 残揚之御蔵ニ入置、朝鮮人船へ往来不仕様ニ可被仰付候。尤船番之儀茂入申候ハ、此方 可申付候。自然御
 法度相背候得者、両国之為ニ茂不罷成事候条、今度罷渡候訳官兩使ニ右之段能合点仕候様ニ可被申渡候。
 荷物入置候用ニ御蔵迄新明置申候。ケ様ニ被仰付候茂、毎度御法度相背候故、被仰付御事候。右之通被
 成、御法度を茂相背不申候得者、弥以両国之為ニ候条、兩使能々落着候様ニ可被申達候。此段為可申述如
 此候。恐々謹言ノ猶以、訳官宿、今度者郡奉行衆被居候所ニ仕候。則、其所ニ蔵茂御座候。此蔵江諸道具
 不残入置候得者、朝夕之用事茂船より者心易キ候間、府内参着候ハ、諸道具不残揚ケ、船ニ寄人茂居不
 申、明キ船ニ致置候様ニ可被仰付与之御事候条、左様ニ御心得、此旨訳官ニ具ニ可被申聞候。以上/九月十
 一日 年寄中/田嶋十郎兵衛殿」

11) 礼曹参議尹楮の答書は日本国立国会図書館所蔵『両国往復書牒』巻二十五によれば「朝鮮国礼曹参議尹楮報
 復/日本国対馬州太守公閣下/敬承/華緘就諳/動静佳深用浼信使之行講定規度雖是旧例実荷/盛意問慰兩訳趣
 期差送/惠来珍品榮増銘感蕪薄土宜略修回敬/領情是冀統惟/盛亮不宣/辛酉年九月日/(以下別幅は省略)で
 ある。

嶋十郎兵衛が検分する。佐須奈では、田嶋十郎兵衛が着船する迄は訳官一行は上陸しない。田嶋十郎兵衛の指示により訳官が召し連れた人々を一人ずつ上陸させ、衣服の上から物品を所持しているかどうか調べ、船の荷改めが終わる前に船を乗り降りする必要がある場合には、その度に、一人ずつ衣服の上から不審な物を所持しているかどうか調べる。積み荷すべてを蔵に入れた後に、佐須奈横目・横目・下横目が同席した上で、朝鮮側で添判事が下知して乗船の中を調べるが、その調べ方が適切でない場合は、田嶋十郎兵衛から指示をして、そのやり方で調べて貰う、もし密売買品が露見し、その持ち主が特定できた場合、擲の刑に処して下船を許さず、訳官両使から監視役の者を出して監視する。佐須奈においては、荷物は佐須奈横目の管理下に置く。また、訳官両使が対馬藩に売り払う反物などの類は、訳官船が対馬に搬入するのではなく、和館代官にすべて渡し、受けとることとするので、その代銀を対馬において訳官両使に支払ってほしい。また、人蔘と茶碗は一切持ち渡らないという報告¹²⁾である。佐須奈浦において、田嶋十郎兵衛や佐須奈横目が立ち合い、朝鮮国側が荷改めをするということを、朝鮮国側が初めて受け入れたのである。これで、訳官使渡海の条件が整うことになる。しかし、この荷改めを受け入れたことで、これが前例となり、佐須奈での荷改めは、訳官船だけではなく、天和二年(1682)の通信使渡海の際にも、正使・副使 従事乗船、及び、各卜船、計六艘に対して同様に行われることになる。

対馬府中においては、両使の荷物を残らず船から揚げ、宿所である郡屋の蔵に入れ、訳官乗船を波戸の内に入れて、船の周囲に垣をめぐらし、夜間は垣一間毎に灯を灯し、洲口もまた垣で仕切るという厳重な警備¹³⁾であった。

12) 「一右之段々、両使達而御理申候。一佐須奈ニ而彼方より荷改仕、其様子佐須奈御横目、并、十郎兵衛ニ為見可申由申候ニ付、其通ニ承引仕候。一両使 荷改之仕様左ニ書付候通ニ申候。一訳官佐須奈江先達而着船仕候共、十郎兵衛着船迄之陸へ不揚、待居可申事。一十郎兵衛陸江揚差図申達候刻、訳官召連れ下々之者船 揚ケ、壹人宛為改、見分仕可申事。一下々之者帯とかせ改候儀難成由ニ而理申候付、衣服之上より為改申筈ニ御座候事。一下々行規相済候後、両使陸へ揚申筈ニ御座候事。一乗船ニ下々之者乗揚候節者、行帰共ニ船改不相済候内ハ、幾度茂衣服之上より為改、見申候筈ニ御座候事。一積渡候荷物不残揚ケ、為改、其後乗船之中改申筈ニ御座候。其刻者添判事乗候而下知仕為相改、此方より佐須奈御横目、并、爰許 乗渡之御横目・下横目乗候而見分仕可申事。一荷物改候刻者両使相附居、為改之仕様大形ニ御座候者十郎兵衛方より此通ニ改候様ニ与差図仕申筈ニ御座候事。一佐須奈ニ而御法度物改出候ハ、荷主をた、かせ見申筈ニ御座候事。一荷主之儀た、かせ候後、乗船ニ乗せ置、両使方より番を付申筈ニ御座候事。一改出候荷物佐須奈御横目方へ預ケ置申筈ニ御座候事。一両使持渡之端物、当所御代官方へ不残為相渡、其御地江不持渡候筈ニ御座候。両使申候者、右之代銀其御地ニ而御渡シ被下候様ニ願候事。一人蔘・茶碗少茂持下り不申候。下々之者厳行規申付候由、申聞候。右之段為可申上、如此御座候。恐惶謹言/九月十一日/津江左太郎/田嶋十郎兵衛/高勢八右衛門/浅井平右衛門/平田隼人殿/杉村伊織殿/大浦忠左衛門殿/樋口孫左衛門殿」

13) 「一訳官宿郡屋両使荷物之儀不残船より揚之、郡屋之蔵ニ逗留申置也。一訳官乗船之儀、波戸之内ニ入船之廻リニ垣仕、夜ル者廻リ之垣壹間宛置置ニ灯を灯ス也。尤洲口之儀垣ニて仕切也」

Ⅱ. 譯官使の府内廻着

訳官両使は九月二十二日乗船、二十三日に渡海、西の上刻に佐須奈浦に着船した¹⁴⁾。府内への注進のため佐須奈横目立田権兵衛が豊崎郡佐護郡給人緒方五郎兵衛と日枝勘兵衛を使者として府内に送り、翌二十四日酉の刻府内に告げ知らせている。訳官両使が府内に廻着したのが十月二日であるので、佐須奈では、申し合わせの通り、船の中の荷改めなどが行われていたであろう。密売買品が発見されたという記録がないので、今回の訳官船には、そうした物がなかったであろう。十月二日申の上刻、訳官両使が府内に廻着し、申の中刻に郡屋に入った。人員は、訳官両使、上官十五人、中官四十七人、下官二十三人、総勢八十五人である。この日、訳官落着の料理の振舞があったが、両使には三の膳までで、引物五、肴 吸物共三、菓子など、上官にも三の膳までであるが、肴は二種、菓子、中官は二の膳まで、肴は一種、菓子、下官は本膳だけで、賄掛の手代は町人が勤め、通いは町人の子供がその任にあたった。この日以降、家中藩士をはじめ、多くの者が見舞、あるいは迎えの使者などの任にあたっているが、町人も動員されている。杉原四郎兵衛と飯束藤兵衛は訳官側に五日次物を渡す役、富田理右衛門、土田惣兵衛は訳官方の買物番であった。大庁に出入りする時は、番所で帯を解いて不審な物を所持していないか吟味を受けている。梶山吉郎兵衛と木寺徳兵衛は訳官逗留中の通詞役で、いずれも町奉行方で誓旨を申し付けられた。浜にもともとあった番所の他、波戸や中の波戸には新しく仮の番所を建て、多くの藩士を詰めさせ、訳官一行の宿舎である郡屋は勿論、船との間の道にも多くの藩士を詰めさせている。密売買防止のためであろう。正月の訳官使での密売買露見を受け、厳格をきわめていたのである。

この日訳官両使と対馬藩士等との間でどのような会話が交わされていたのか、『講定兼訳官記録』には記録がない。『通信使膳録』第三冊書載「渡海訳官等手本」¹⁵⁾によれば、訳官両使が探情した結果、家綱三兄弟中、次弟左馬頭は既に死去しており、末弟である右馬頭が、先の関白が臨終の時に命を受けて代立し、その後、歳三十六にして綱吉と改名して将軍に就いた。徳松という儲嗣がいる。また日本国王が改元し、年号を天和としているという情報を得ている。はたして、この日に、それらの情報をすべて得たのかどうかは確認する術はないが、訳官の手本での記録では、こうである。

14) 「渡海訳官等手本」によれば「九月二十一日乗舡待風、二十四日始到対馬島佐須奈浦」とあり、二十三日に着岸したとする『御回棹講定兼訳官記録』と食い違うのが不審であるが、対馬府中到着は十月二日とあり、記録が一致する。

15) 「手本」は朝鮮語。現代日本語の報告書の意味である。

Ⅲ. 初宴席

十月九日、宗氏屋敷で初の対面が行われた。すなわち、茶礼である。前日に以酌庵怨長老に茶礼のことを案内したが¹⁶⁾、病のため同席しなかった。馬廻が下馬所の腰掛に並び、平田隼人・杉村伊織・古川孫四郎・大浦忠左衛門・樋口孫左衛門・多田与左衛門・平田所左衛門・古川平兵衛・田中善左衛門・津江吉之允が飾り馬を出し、鎗三十六本を並べ立てた。大手御番所にも対の鎧五本を立て、定番の歩行侍が残らず羽織袴で詰め、鉄砲の者も対の羽織で詰めていた。下輿所から広間の庭まで箆を二枚並べに敷き、郡屋から宗氏屋敷までの道には、組の者が少ないため、船手の者に対の羽織を着せて辻固めとし、各所に配した。屋敷内には、寄附床に弓鞆を常の通り飾り、広間への廊下には鉄砲百五十九挺を、火縄、玉薬箱など諸道具と共に飾り置き、広間上段床には雪舟の蝦蟇・寿老人・鉄拐仙人の三幅対の掛物を飾り、八間廊下にも鉄砲二百挺を玉薬箱と火縄を添えて飾り、その前には台に乗せた大筒十三を飾った。鉄砲の総数は三百五十九挺である。飾りであるとともに、武威を示す意図もあつたのであろうか。朝鮮国朝廷からの別幅物や訳官両使の個人的な進物は、訳官が宗氏屋敷を訪れる前に、訳官宿所の賄掛である山川権八と西山三郎右衛門が持ち上がり、別幅物は扇の間に配置、両使進上物は広間の南の縁側に配置した。

この日、晴天であった。午の上刻、訳官両使が冠装束で参上、奏者馳走人が玄関の外迄出迎え、奏者馳走人が先導して両使を同道し、寄附より上り、訳官奉行兩人と町奉行が同道して木賊の間へ入り、同行した上官・中官・小童は雲の間の前縁の桧縁に控えた。訳官到着を宗義真に知らせる前に、平田隼人・杉村伊織・大浦忠左衛門・樋口孫左衛門・多田与左衛門・平田直右衛門が木賊の間に来て、訳官と面談をし、訳官馳走人も来て挨拶をした後、供の布衣三人や青襖四人を従えて宗義真が広間に入り、上段の茵の上に着座し、青襖四人は附書院の次の下段に控え、その後ろに儒者医者が詰め、さらには近習らが控えていた。年寄らは中広間西縁側に、樋口孫左衛門は中段西側に控えて、それから、奏者を通じて訳官両使に広間に通るように伝え、両使が中段の中程に並んだ時に、樋口孫左衛門がその席に寄り、卞僉知が持っていた書翰を受け取って御前に持参、「従礼曹之御書翰」と披露し、直ぐに上段北の方に置くと、中段迄戻り、訳官両使を上段の間に案内した。訳官両使は二度半の拝礼をしている。訳官両使が上段の間の際まで来た時に、宗義真は茵の上に立ち、拝礼を受け、拝礼が終わって着座した。この時、樋口孫左衛門が卞僉知へ、「直ニ口上申上候様ニ与伝之」え、訳官が口上を伝えているが、堂上訳官であり、日本語で話したのであろう。この時、韓判事は違棚の下に着座して控えていた。

16) 「十月八日以酌庵江御使者当番之馬廻早川善右衛門被遣之。御口上者明日訳官茶礼仕候。御気色御快然被成ハ、御出可被成候。乍然御気色御勝不被成候ニ、押而御出被成儀、御無用ニ候与之儀、被仰遣候処、御病気疔無御座候付御出無之。」

この時の口上の内容は『講定兼訳官記録』には記されていない。「渡海訳官等手本」には詳細に記録されている。書契と別幅、それに訳官両使の個人的な贈り物を進上した後、「致語于島主前曰、江戸之行神速言旋、亦且珍重良、可慰也」と訳官が口上すると、宗義真が「為請信使、旋即還島、為有在果信使時節目、多有陳説之事」云々と答えたという。この日の両者の挨拶は、宗義真の対馬下着の嘉儀に終始してはいるが、信使の件のため、江戸より急ぎ戻ったということとは強調されている。

口上が終わり、訳官両使は一旦木賊の間に下がり、その間に御側歩行の面々と日帳書の内から四人が加わって、別幅物を奥に持ち運び、両使の個人的な進上物を広間下段の南西の方に飾ると、両使が再び広間に来て、今度は中段の畳四帖目の所で二度半の拝礼をしているが、この時も宗義真は茵の上立って拝礼を受けている。拝礼を済ませると、両使は直ちに扇の間、東の方に行き、着座、その間に、個人的な進上物は、別幅物と同様に奥に持ち運んだ。その後、上官が下段敷居際の広縁に列に立ち並んで拝礼し、次官は同所広縁で、小童と小通詞は桧縁で、中官は庭に薄縁を敷いて、下官は中官の後ろから二度半の拝礼をしたが、この時、宗義真は着座のままである。中官と下官の拝礼の時には、町通詞である梶山吉郎兵衛と木寺徳兵衛が箱柅木にいて、指図している。

拝礼の後、三献の盃事があったが、宗義真が飲んだ土器で卞僉知が飲み、それを韓判事が受けて初献が終わっている。二献は、韓判事が先ず受け、卞僉知で終わり、三献目は、土器はなく、銚子だけを卞僉知に、次に韓判事に廻し、それぞれ自分の土器で飲んで、こうして三献が終わり、宗義真は退座した。その後、食事の振舞があった。両使には、扇の間で木具の膳部七五三金銀の高盛でもてなしている。上官は雲の間で三の膳に引物、小通詞と小童は広間の通り廊下、中官は寄附で、それぞれ二の膳に引物、下官は本膳に引物であった。両使に後段を出した際に、上官へも後段を、中官と下官には酒肴を出し、後段が終わった後、訳官両使が暇の挨拶をし、申の中刻、宗氏屋敷を辞して宿に帰った。その後、良の刻に使者を宿所の郡屋敷に派遣している。この日、以酩庵が病のため同席しなかったため、礼曹からの書翰を以酩庵に送っている。

訳官が宗義真に直接伝えた口上の内容は、大久保加賀守・堀田筑前守・阿部豊後守に宛てた十月十日付の書状の案文¹⁷⁾によって窺い知ることができるが、前述の『通信使謄録』での記録とは内容が異なる。その核心的部分は、「昨九日致対面候処、彼国静謐之由申候。信使之儀、来秋中ニ可差渡之旨、訳官口上ニ申聞候」である。この書状の文面では、礼曹からの使者である訳官が、対馬藩、あるいは幕府の求めによってではなく、自ら、来秋に信使を派遣すると言った形

17) 「一筆致啓上候。両上様益御機嫌能可被成御座与、乍恐目出度奉存候。然者来秋朝鮮信使来聘ニ付、諸事為可申談、訳官両使召寄、昨九日致対面候処、彼国静謐之由申候。信使之儀、来秋中ニ可差渡之旨、訳官口上ニ申聞候故、先御案内申上候。重而遂参会、信使渡海之用事等委細申談、追而可遂御案内候。将又、先頃以使者申渡候返翰等致到来候。使者帰国仕候刻、返翰可差上候。右之趣為可申上、各様捧愚札候。恐惶謹言/十月十日/大久保加賀守様/堀田筑前守様/阿部豊後守様」

になっている。訳官が通信使に言及したということは『通信使謄録』の十月九日の条には全く見えない内容である。はたして、どちらが事実即した記録であるのか、にわかには判断しがたい。宗義真の書状は公儀に送るものであり、朝鮮国側が信使を派遣すると自ら言っているということで一貫している。一方、訳官の手本は礼曹に送るものであり、日本が請うたので通信使を派遣するというで一貫している。それぞれの立場で書かれていると見るべきであろう。

朝鮮国が自ら通信使を派遣するという表現は、宗家文書にしばしば見られる。訳官と事前に打ち合わせをした上で、対馬藩側が求めたのではなく、朝鮮国側が自ら言ったとする形式を取るもので、訳官がはたしてそのような口上をしたか否かは確認する術がない。もちろん、そのように口上したとしても、報告書である手本に書くはずもない。この日の対面の訳官口上がどのようなものであれ、対馬藩としては「信使之儀、来秋中ニ可差渡之旨、訳官口上ニ申聞候」と幕府老中に書き送ったのである。同旨のことを、宗義真自筆で稲葉美濃守と堀田筑前守にも送っている。『通信使謄録』には一切見えないが、何らかの言及があったのであろうか。対馬藩としては、訳官の口上により、来秋、すなわち天和二年(1682)秋に通信使一行が江戸に到着するというのを、朝鮮国側から確認を受けたこととすることで、天和度の通信使が両国において正式に確認されたことにしているのである。口上がどのようなものであれ、今回の訳官使が通信使節目講定のためであるから、藩としては当然の立場である。あとは、その通信使についての細部にわたる確認が行われることになるが、それは二十二日の中宴席まで待たなければならない。

IV. 萬松院参詣

十月十二日、訳官両使は徳川歴代將軍の位牌を祀る権現堂と宗氏歴代の墓所でもある万松院へ参詣した。この日も、以酌庵は病のため同席していない。権現堂神前には御幣を立て、昆布 生栗・灯台・花蠟燭・蜜柑・御洗米・御神酒・灯明などを捧げ、御神前に対し、両使は四度半の真の拝礼した。その場所は雁木の下の板の間に畳三帖を敷いた所で、仰ぎ見るようにして拝礼したのである。これは同年正月の訳官使の時と同様である。直ちに宗氏歴代の位牌が安置してある仏殿に行き、光雲院牌前、養玉院牌前、惟宗牌前、石翁牌前、威徳院牌前に行き、二度半の拝礼をした。上官以下は四度半の拝礼である。さらに、霊屋に行き、石翁 光雲院・養玉院の石塔では、訳官は雁木に上がり二度半の拝礼、上官以下は雁木の下に控えていた。神前備物には中方糸絹式端、油布式端、芙蓉香拾本、光雲院には白紬式端、花席式枚、養玉院には白紬式端、花席式枚、万松院には白紬式端、花席式枚、威徳院には白紬式端、花席式枚を捧げた。両使が御霊屋に参詣している間に宗義真は帰邸している。両使は、御霊屋から戻って万松院へ行き、本間上段北の方へ着座、万松院と西山寺は南の方に着座して、食事の接待があった。上官は本間南の広縁で煮餅と酒肴、小通事と小童には東の広縁で酒肴、中官は裏門の内に幕を張り、畳を敷

いた所で酒肴、下官は裏門の外に幕を張り、薄縁を敷いた所で酒肴のもてなしをした。両使は未の中刻に宿所に帰った。この日のことは「渡海訳官等手本」には全く記録がない。

V. 中宴席と通信使講定

十月二十二日、中宴席が宗氏屋敷で催された。午の上刻、訳官両使が宗氏屋敷に参上する。奏者、馳走人、裁判が玄関の外迄出迎え、奏者が先導して木賊の間に入った。上官 中官・小童は雲の間縁側桧縁に居着、宗義真の出座前に、平田隼人・多田与左衛門・平田直右衛門が出座して訳官両使と面談した。やがて、書院に通るようこの言葉があり、書院に行くと、宗義真は本間の机の前で茵の上に南向きに立って迎えた。奏者が両使を導き入れ、次の間の畳二帖目の所で訳官両使が二度半の拝礼をする。終って縁に居着すると、宗義真が平田隼人を召し寄せ、料理を命じてあるので、緩々となさるようと言い、平田隼人が訳官両使にその言葉を伝えると、礼の言葉があった。それより、鞍の間へ案内したが、既に宗義真は退座している。この日、上中下官は拝礼はしなかったが、「先例より如此」とあり、中宴席では従前から訳官両使のみが拝礼したのであろう。

宗義真が再び本間に入り、訳官両使は書院の違棚の前で西向きに着座した。多田与左衛門と平田直右衛門は西の方で東向きに着座して、相伴した。料理の膳部は初日同前であった。料理のもてなしが終わり、金の間に導き、そこでお茶を出した。この後段の時、来秋の信使について、宗義真が条書を平田隼人・多田与左衛門・平田直右衛門に渡し、この条書を両使に渡した。とはいえ、あらかじめ年寄りたちが合議の上作成しておいたものを、こうした手順を経て訳官使に渡したのであろう。この時、訳官は金の間にいて、宗義真は同席していない。対馬藩側にとっては、条書を訳官両使に渡すことが、すなわち、信使に関する講定である。この条書の内容も記録されているが、その説明には「訳官両使江信使御用之儀、以御書付被仰渡候真案和文左ニ記之」とあり、「以御書付被仰渡候」であって、講定とはいえ、対馬藩にとっては、両者が合議して、事を進めるのではなく、藩側が作成した文書を一方的に訳官両使に渡すだけなのである。この条書をめぐって、両者が合議したという記録は『講定兼訳官記録』には見えない¹⁸⁾。条書を受けた両使は、酉の下刻帰宿した。

宗義真名義の条書は全十二条である。真案と和文があるが、和文によってその内容の全貌を確認することにするが、必ずしも、各項目の内容がよく整理されているのでもなく、同じ項目の中で、問題が多岐にわたっている場合もある。添えられている真文は『通信使膳録』第三冊「渡海訳官等

18) 「渡海訳官手本」によれば、島主や年寄と訳官両使との間で、講定に関し、口頭でのやりとりがあったという。これについては後述する。

手本」と頭書のある報告の次に「島主別単」として全文記録されているものと同じである。しかし、この条書は、「渡海訳官等手本」では、十一月二日の出宴席の時に、中宴席で示されたものに代えて、改書したものを受けとったとして記録されているものである。『御回棹講定兼訳官記録』には、出宴席の時に条書を渡したという記録はない。

- 一 来年信使之儀御代替之事候間、書翰、并、別福¹⁹⁾物随分可被入御念候。我等儀貴国与以前より申通事ニ候故、両国首尾能様ニ与存事候間、三使ニ被罷渡候衆江、我等如差図被相勤候様ニ、能々可被仰付候事ニ候。其時ニ至而致相談候事茂可有之候。其節、於其元差図無之候、或先例無之与而合点不被仕候而者、大切成儀ニ候。以前之信使、年久敷事ニ候故、其時分之儀存候者年被罷寄候而、今度之役日相勤申候体茂無之候。其段者両国同前之事候。兎角日本向之儀者、我等能存之事ニ候間、両国首尾好候様ニ可被致候間、可被得其意候。

最初に、国書、別幅をはじめ、全般について申し入れている。国書及び別幅について念入りしてほしい。対馬藩としては、朝鮮国と前から好みを通じており、両国が首尾いようにと願っているので、日本に渡る三使に、対馬藩指図の通りに行動するようにあらかじめよく伝えてほしい。また、日本に渡ってから、相談することも生じるであろうが、その時に、訳官らが三使側に伝えることがないとか、あるいは、先例がないとして承知しないようなことがあると一大事である。前の信使は昔のことなので、その当時のことを知っている者が今回の信使のことをすることができないのは、両国とも同じことである。しかし、日本のことは対馬藩がよく知っていることであり、両国によいようにと願ってすることを理解してもらいたいという趣旨である。

三使が日本に渡ってから相談すべき事柄もあるだろうというのは、天和二年(1682)、三使一行が対馬に渡海した後の六月二十九日、宗氏屋敷に三使等を請じての宴席の際に、講定の内容にはない事柄をも含む申し入れの真文を呈するなど、実際にあることである。この時には、筑前の国商人が密貿易の罪で死罪となり、闕所され、朝鮮の書籍が多く見出されたので、すべて幕府に召し上げとなったが、東国通鑑は日本において開板し、その他にも、東国輿地志、経国大典なども幕府の蔵に収められており、将軍が目にしていても知れず、朝鮮国についての質問には間違いのないように答えてほしいという申し入れや²⁰⁾や、詩文をすべて記録して公儀に届ける²¹⁾とするなど、講定の和文

19) 原本のママ。「幅」の誤り。真案では「別幅」とある。

20) 日本に渡してはならない書籍が日本にあり、また開板もされていることを、後に、三使を通じて朝鮮国側の知るところとなり、『朝鮮王朝実録』にも記録されている。大韓民国国史編纂委員会所蔵『天和壬戌年 天和信使記録 信使対府在留中毎日記』には「先年拔船有之候時分、日本国筑前之者相加り、其段相知、死罪被仰付候。其跡式闕所被仰付候處、蔵之内ニ貴国之書物多ク有之候を、上ニ被召上候。公方様御学文御好被成候故、定而上覽可被遊与存候。東国通鑑杯ハ日本ニ而致開板候。其外、輿地志、并、大典之書、公儀之御蔵ニ有之候故、何茂上覽可被遊与存候。左候へ者、今度江戸ニ而貴国之儀など御尋有之時分、相違之儀無之様に御返答可然存候。乍去、曾而御咄難成国法之儀などを御語候へと申儀ニ而者無御座候」とある。

21) 拙稿「天和二年(1682)の筆語唱和-揮毫と筆談への規制-」『日語日文学研究』63輯 日本文学・日文学篇(2007.11)を参照されたい。

真文には見られない事柄を伝えている。その後も、対馬藩の許可なく揮毫してはならないという申し入れ²²⁾をするなどしており、使行での実際の状況に応じて、講定の真文にはない事柄の申し入れをしている。先例がないとして紛糾した事件としては、將軍嫡子徳松が幼少のため座に臨まないで、脇に控える堀田正俊に向かって拝礼をするよう求めたのに対して先例がないとして拒否し、結局、幕府も対馬藩もこれを受け入れ、三使が虚位に向かって拝礼したことを筆頭にあげることができよう。しかし、三使側が所持していた書に記録されていなかったり、あるいは確認が十分ではなかった場合もある。一例を挙げると、天和二年六月二十六日、宗義真が三使宿所国分寺を訪れたときに、中段庭の雁木の下まで訳官が迎えに出たものの、三使は、宗義真が本堂の本間に入ったときに初めて茵から下り、順々に下座して出迎えたのみで、帰るときも同様で、雁木の下まで訳官が送りに出たのみである。これは、三使側の所持している記録に先例が書いてなかった²³⁾ため、翌日訳官を招き、先例について説明し、次回からは、先例の通り、本堂板縁まで出て、迎え、送ることにしているなど、記録の不備による行き違いも生じている。ちなみに、この件については、『東槎録』六月二十八日の条²⁴⁾にも記録があり、前例の通りとすることで合意している。三使が日本に渡海する前、信使迎えの使者として平田隼人が和館に赴いたとき²⁵⁾にも、細部にわたって申し入れをしており、この度の訳官使に渡した講定の書は、大概を記したものに過ぎないのである。

第二条目は、前例の江戸東叡山への国王勅筆の額、祭文、銅灯籠、楽器、日光参詣などについての内容である。「渡海訳官等手本」では、このことをめぐって両者の間で紛糾した²⁶⁾としている。和文は次の通りである。

- 一 先貴大君御廟所江戸之内東叡山与申所ニ有之候。如例、国王之勅筆之額、并、祭文・銅燈籠・楽器等可被差上候。銅燈籠銘茂可有之候。銘之書付高下等御差図可申候間、下書可被差越候。以前より信使之刻者、日光江被致参詣候。今度茂江戸逗留之内、日光参詣之儀可有之候哉、不相知候。若参詣被仕候ハハ、焼香之具入可申候間、御用意尤ニ存候。

ここでは、家綱すなわち厳有院廟所が東叡山にあるので、国王勅筆の額、祭文、銅灯籠、楽器を準備して欲しい、日光にも行くことになるかも知れないとしているのみである。大猷院についての言及がない。これに該当する『御回棹講定兼訳官記録』での真文は次の通りである。

22) 前掲拙稿で触れた。

23) 大韓民国国史編纂委員会所蔵『天和壬戌年 天和信使記録 信使対府在留中毎日記』六月二十六日の条「上々官始迎ニ出候処迄送出入。出入共ニ楽器鳴之。此方見舞候節ハ、迎送ニ三使板縁迄被出候先例ニ候へ共、彼方之記録ニ無之由ニて板縁迄迎共ニ不被罷出候付、翌日裁判を以上々官三人江先例之趣、具ニ為申候候処ニ、二度目ニ見舞候時、如先規、三使板縁迄迎送ニ被出候也」

24) 「彼輩持乙未騰録而来曰。使臣接見島主時。楹外迎送之礼。載此騰録。須失礼。日後相接。毋損旧礼。即告使相。教従前例」

25) 大韓民国国史編纂委員会所蔵『天和壬戌年 天和信使記録 信使迎之使者在館中并佐須奈着船より府内到着迄之毎日記』に詳しい。

26) 「渡海訳官等手本」については後述する。

- 一 先大君陵墓在都城東北、五里許、東叡山地、廟院弓殿有也。依例、須有²⁷⁾殿下親筆扁榜之贈、暨、祭文、其余、銅灯、檠、樂器等。要遵旧規、然²⁸⁾其灯檠亦須有銘、而其書字樣、要隨我²⁹⁾製、若先賜其草、則模樣高低、須做凶指揮、且想大凡每官使聘於本国、必有事于³⁰⁾日光山、未知、今番東都留駐之日、可蕪香東照宮、暨、大猷院廟、否、若果、有事、則須有蕪香礼³¹⁾、勿辞脩途之勞、為望。

真文は「渡海訳官等手本」に付されている島主別單と辞句に若干の違いがある。江戸に在留中、日光東照宮と大猷院への蕪香があるかもしれないと、大猷院に言及している。和文には日光東照宮と殿有院とはあるが大猷院の語がない。もともと、別單や書契の文は、漢文訓読ができるものではなく、対馬藩でも意識するしかない、朝鮮式のものであるので、和文が直訳でないのは致し方ない³²⁾としても、真文にある大猷院の語が和文にないのは不審である。『通信使謄録』第三冊では、「渡海訳官等手本」「島主別單」「奉行別單」「倭人謄録癸未乙未条例」の次に、全二十条の条書に対する朝鮮国側の評(以下、評とのみ記す)が記されている。これによれば、殿有院致祭は前例の通りとし、灯籠等も前例があるの、条書の通りとし、権現堂すなわち日光東照宮と大猷院については訳官手本中にある通り焚香とすることになっている。しかし、十二月八日に訳官使が佐須奈を出船した後、幕府から東叡山及び日光参詣は無用との連絡が届いて、十二月十四日に、それを知らせるための書契を佐須奈に送り、確かなる便で草梁和館の田中善左衛門に送り届けるように命じている。しかし、前例と違い、東叡山や日光参詣無用との報が届くや、朝鮮王朝内においては、綱吉が將軍の地位を篡奪したのではないかと物議を醸すことになるのである。

第三条目³³⁾は日本の官位に関することで、日本は朝鮮国とは違い、御三家でさえ三品であり、諸侯大名は四品五品にしかすぎないが、御三家は顯録興録二太夫、あるいは大匡補国に該当し、老中や若年寄は議政府官崇録崇政に該当するので、三使の官位もこれに相応する高位の者が望ましい、また老中や若年寄への書状の文章にも念を入れてほしいというものである。天和二年の正使尹趾完は通政大夫吏曹参議知製教であり、副使李彦綱は通訓大夫弘文館典翰知製教魚經筵侍講官春秋官編脩官であり、従事官朴慶後は通訓大夫弘文館校理知製教魚經筵侍讀官春秋

27) 「渡海訳官等手本」では「有」の次に「以」の文字あり。

28) 「渡海訳官等手本」では「然」の次に「後」の文字あり。

29) 「渡海訳官等手本」には「我」の文字なし。

30) 「渡海訳官等手本」では「于」は「於」。

31) 「渡海訳官等手本」では「則要須有蕪香礼」。

32) 書契などが漢文訓読では意が通せず、異訳するしかないというのは『朝鮮通交大紀』でも詳しく述べられている。

33) 「本国権現様御代より以来、古周漢之時之ことく候。小国ニ而候へ共、列侯卿太夫士有之候。御三家と申候者公方様御一家ニ而御知行茂多候。依之、大名之座上ニ候。雖然位階三品ニ而候。列侯ハ四品五品ニ而候。一品二品ハ無之候。御老中・若年寄衆何茂四品ニ而候。朝鮮国之官位ニ合候而者、御三家者顯録興録二太夫、又者、大匡補国之ことクニ候。御老中、並、若年寄衆者議政府官崇録崇政之ことクニ候。此段公儀ニ茂能御存之事ニ候。江戸表ニ而相伴等者御三家より御勤被成候。日本ニ而之御馳走結構成事候間、三使之官位杯も高官之衆可然候。御老中・若年寄衆へ之書翰等、文章儼相ニ無之様ニ可被入念候事」

官記注である。

第四条目は、若年寄衆の人数が不定であるので、人数が増えるかも知れず、それに備えて、礼曹参判の印紙を多く持ち来たるのがよい³⁴⁾という内容である。人数が増えていた場合、日本において、別幅などを作成するが、それに備えてのことである。評では、拒否すべしとしている。

第五条目は、大坂から今日江戸迄の御馳走人は大名衆であるので、礼儀を尽くしてほしい、船中御馳走人もまた同様である³⁵⁾というものである。評では「無妨」しである。

第六条目は、日本での海路を朝鮮船頭は知らないだろうから、朝鮮船に日本の船頭を上乗として乗せるが、この船頭の指図に従ってほしい、指図なくして出帆することは無用というもの³⁶⁾である。評では「無妨」しとしている。実際、釜山出帆のときから日本人が上乗として乗っており、航路を案内している。大坂三之洲まで同様である。赤間の関からは瀬戸内海を行くのだが、海流激しく、日頃対馬と大坂まで頻繁に往来し、瀬や潮流を熟知している対馬船頭の指示で航行するようにという申し出は、海路の安全のためである。

第七条目は、大坂から江戸迄の乗馬は大名が提供したものであるので、荒乗りをしないようにという申し入れ³⁷⁾である。ここでは、荒乗りだけが問題とされているが、実際には、馬の口取りに唾を吐きかける、罵詈雑言を浴びせる、打擲するなどの弊害もあり、そのことについては、天和度の通信使の時には、六月二十九日に三使を宗氏屋敷に招いた宴席の席で呈した「三使申含候趣真文」³⁸⁾で詳しく記されている。こうしたことを背景とした申し入れであろう。

第八条目は密売買禁止に関するものである。前の信使の時に下々の者が方々たち歩き、法度物の商売をしたが、この度は朝鮮人も日本人同罪に処断する。従って、日本に渡るときには、音信物と平生用いる品物以外には持ち渡らないようにとの申し入れ³⁹⁾である。しかし、天和度においてもこれが守られなかったことは『東槎録』などによっても明らかである。

第九条目は、信使渡海の時期についてである。五月に対馬に、六月大坂、七月末江戸参着、八月に江戸を発ち、九月には船中、十月に帰国とすれば海上も穏やかであるはず⁴⁰⁾という内

34) 「本国御老中より若年寄衆以前より人之相定無之候。若人増申候事茂可有之候間、礼曹参判之印紙被持渡可然候。以前茂如此ニ候。」

35) 「大坂より京江戸迄之御馳走人、何茂大名衆ニ而候間、慇懃ニ御礼被申入可然候。船中御馳走人は又同前ニ候」

36) 「本国海路之様子朝鮮国之船頭委存申間候間、此方ニ而能船頭船々ニ乗せ可申候間、順風潮時之儀、此方船頭差図次第ニ被仕可然候。必差図無之刻出帆無用。」

37) 「大坂より江戸迄道中乗候馬不残大名衆 被出候間、荒乗等仕候而者、行列乱候斗ニ而茂無之、馬茂痛、人茂損候間、此段堅可被申付候」

38) 大韓民国国史編纂委員会所蔵写本。『天和式壬戌年 天和信使記録 信使対府在留中毎日記』

39) 「前年信使之刻、下々法度を背、方々立あるき、法度物商売仕候。今度者御仕置厳鋪罷成候故、若法度物商売仕候者候ハ、日本人朝鮮人同罪ニ可申付候。兎角今度者音信物、并、平生被用物之外無用之物持渡不申候様ニ堅可被申付候。」

40) 「信使渡海之儀対州江五月ニ被罷渡、六月大坂参着、七月末江戸江参着、八月ニ被罷立候得者、九月比船中ニ候。朝鮮江帰国者十月ニ而候故、海上能時分ニ候。若十月過申候而ハ船乗前悪敷罷成、無心元存候故、往来之日数宛候而申達候間、必不違候様ニ可被仕候」

容だが、対馬への渡海は、三使の人選が難航するなどして、大幅に遅れることになった。

第十条目は、儒者能書弓射馬乗についての要請⁴¹⁾であり、これについては、これ以前、既に朝鮮側に対馬藩年寄の名前で要求している。

第十一条目は、上々官は前例は二人であったが、今度は三人に、医者が増員はいいが、その他不要の人を多く連れてきてはならないという、減員の要請⁴²⁾である。減員については、これ以降も、度々要求している。

最後の第十二条目は、信使宿所は公儀から命じたものであり、下々の者が柱に疵を付けるとか、唾を吐き散らすとかなどすることを自制してほしい⁴³⁾というものである。

宗義真名義の条書に添えて、年寄中の条書も記録されている。この部分は「年寄中より訳官兩使江書付相渡候真案和文左ニ記之」とはあるが、和文はなく、この写本が作成されるときに、何らかの手違いがあったようである。この真文は、『通信使謄録』第三冊の「奉行別單」と頭書のある部分とほぼ同文である。全部で八項目で、島主の条書に比べ、きわめて事務的かつ具体的な内容である。

第一条目⁴⁴⁾は、御三家及び幕閣に贈る別幅について、旧例をあげ、望ましい物品を列挙している。第二条目⁴⁵⁾は、三使乗船及び卜船の作りように対する要請であり、大綱と碇は対馬藩側で準備して朝鮮船に載せるが、その他必要な物があれば示してほしいというものである。第三条目⁴⁶⁾は、国書を入れる箱の作りように対する要請で、評では「今方精造」とある。第四条目⁴⁷⁾は、前回の三使一行が物品を入れるのに使用していた行李が、日本では庶民の使うもので、よろしくない、日本には持ち運ぶのに使う長持ちがあるので、今回の荷物がどのくらいになるのか、あらかじめ知らせたい、藩側で準備するとしているが、評では「不貽笑」と、一笑に付されている。第五条目⁴⁸⁾で、今回は身分の低い人々であっても新しい衣服を調えるようにと求めているのに対して、評では、日本側が一々言わずとも「員役以下奴隸隨從之所着衣服、須鮮明之意、使臣及本道監司処、各別分付」としている。第六条目⁴⁹⁾には、幣帛を含め五頭の馬が必要で、馬の毛並みまで

41) 「先達而申達候儒者・能書・弓射・馬乗、弥可被召連候。弓ハ大兵、馬者曲馬之自由仕候者可然候」

42) 「一先年上々官迄書付参候者二人ニ而候。今度者下々迄行規能申付候為ニ候故、三人ニても不苦候。医者訳官等ハ少ハ人数増候而茂不苦候。用無之者数多被召連候事、無用候」

43) 「信使之宿々公儀より被仰付候而、困等仕事候間、下々柱ニ疵付、或ハ物書、つはきはき杯、忽而不作法成事不仕候様ニ可被申付候。以上」

44) 「一我国三宗室、暨、執政数員共、有三大官使之餽、其物多品以為旧例、若夫、棉布、胡桃実、海松子、花席、油紙、雪綿、佩香、清心円等、則、固不東都大官之所用也。其余、鷹、人蔘、虎、豹皮、羊皮、貂皮、青皮、白苧布(『通信使謄録』では、白照布とする)、筆、墨、緞、綾、彩箋、魚皮、菘豆、白蜜、小刀子、皆為可也」

45) 「一三使官所乗船(『通信使謄録』では舳)隻要堅緻且精備、而其大索、暨、鉄碇、須自弊州以載送之、其余船上所用什物、若有所求者、希示諭」

46) 「一大君御前書契入盛櫃子、要須精造、且其所裏袱、亦須極麗」

47) 「一三使官行李什物入盛籠子、前年所見、其製本国土庶之所鄙也。我国有一大櫃、製便荷担、今番須致之、希先告其所帶來籠子幾駄、則指揮造候」

48) 「一今行雖牧園皂隸、要着新衣、我国以服藝衣為不敬、希不違俗」

指定している。評ではよしとしている。第七条目50)は鷹は総数五十連が必要で、旅の途中、馬が蹄を傷め、鷹が羽を損じることもあるだろうから、それ以上を準備して欲しいというものであり、評では可とし、第八条目51)は、使行の途中での食事の味が合わず、箸を付けないことが前回にあって、帰路は、三使をはじめ上官まで食材のみを提供する五日次としたが、今回は、江戸に行く途次でも、大坂・京・江戸初到の日に日本側で食事の準備をする以外は、使行の途中、大きな大名領においては大名側から食事のもてなしをすることがあるかも知れないとしても、原則として、食材だけを提供する五日次とするというものである。評では「語殊甚瑣、不当拳論」とされている。

信使使行の大概を示したのが、この二つの条書である。「癸未乙未年例」、すなわち『通信使膳録』での「倭人膳録癸未乙未条例」の別幅については、朝鮮国側の記録と「物件大同小異」であり、「我国前例磨鍊、宜当是」とし、末尾に附記されている「以今所録為実員」については「殊甚糊塗、未能的知」として疑問を呈し、これについては、「渡海訳官入京後、更良詳問計料」とすることにすが、堂上堂下訳官及び良医など四員の加員の要請は「其為情態、殊甚狡詐」と酷評し、「大執政、西京尹奉行等者、果有其人」とまで言っている。対馬藩としては、あくまで「儲君在如其師伝、亦為執政班曲、須再稟、希勿今以所録、而為実員、姑呈所見耳」ということで、変わることがありうるが、現在のことを書き記したものであり、「殊甚糊塗、未能的知」と評される性質のものではなかったのである。実際、大執政と記されている稲葉正則越智公は、老中であつたが、訳官使が帰国した後の天和元年十二月八日に老中の職を辞している。「西京尹奉行戸田忠昌藤公」は京都所司代戸田忠昌であり、実在の人である。天和元年十一月十五日老中に列している。この書付が「姑呈所見耳」であつて、変更がありうるので、礼曹参判の印紙が必要だとしているのであるが、その意が伝わるにはなお交渉が必要であつた。

49) 「一幣帛馬、暨、其余所致、総五匹為的另率(『通信使膳録』では率)三四疋来、則可矣、其毛品須用駮驪紫毛黄毛、雖幣帛馬宜祛白」

50) 「一鷹三十連為的、其余三大使所用彼此総計五十連另、籠十余連来、則可矣、若馬、暨、鷹其所的傷蹄損羽、則恐不堪致之、且其斃死亦不可知、故以饒帶來為望」。この部分は、最後の句節が『通信使膳録』にはないが、文脈からして書き漏らしたのであろう。

51) 「一癸未乙未年例水陸各站待候初三大使到上官者另有礼饗、然我国饌賓之礼俗異習殊尽不適、味且雖欲割烹、可口不翅不堪下箸、而重貴价、長途之勤劳、況其接慰之頻繁于前每妨行装將早發故前年回旆之日第三大使到上官者不用設饌、以五日次物(『通信使膳録』では「而」がある)供給之耳、今番照依其例往復之間、不用設饌、則如何、然而、大坂、暨、兩都初到之日、其余大邑、須遵旧規、進膳宴饗、希勿辞勞、若其中官以下、則各站須供飲膳(『通信使膳録』では饌)、而其為五日次物者、国典既嚴各自要精備、且豊饒然地有産不産時、有熟不熟、其齊不得、亦何怪之、有今番須勿令庖厨執役官僚責争多寡与、可否且雖積多、而用少、則棄去、最為無益、若到各処、而有所要欲、則希示諭、相讓附送、統祈曲回示/辛酉十月日/平真幸/平真顯/平成昌」日付と名前は『通信使膳録』には記載されていない。

VI. 渡海譯官等手本

『御回棹講定兼訳官記録』では、前述のように、島主条書と年寄条書および癸未乙未年例を訳官両使に渡したとしかない。その条書の内容は、字句に若干の相違は見られるが、「渡海訳官等手本」の記録と同一と見てよい。しかし、「渡海訳官等手本」の「二十二日別宴次就往島主城中、依例寒暄之後、島主及奉行等、会坐而言曰」以下に拠れば、訳官両使が島主や奉行と面談し、両者の間で直接問答が交わされたようであり、「島主別單」と「奉行別單」と内容重複しながらも、より詳細である。

前回の信使から三十年を経て、前例で不確かな部分もあるが、関白すなわち徳川綱吉が、性厳格なところがあり、悶虜しているとの島主の言には、朝鮮国側には前回の節目の文献があるので、それに依拠して、宜しく事をなすのみであると答えている⁵²⁾。こうした口頭でのやりとりがあったことは『御回棹講定兼訳官記録』には全く記録がない。次に、藩側が、使行に関する条書、すなわち別單や「倭人膳録癸未乙未条例」を手渡した時も、単に手渡したのではなく、「奉行平貞顕」すなわち平田隼人が「再三点行読示」したとある。また、「国書措語務從懇懇、至於別幅之物各別精備」を求めたのに対しては、「信使之入送莫非誠信之敦厚」であるので、「豈有書不懇懇、懇物不精緻之弊乎」と反論している。以下、礼單の鷹は、今回は炎暑の時節なので、鷹の羽が生え替わる時期でもあり、そうでなくても、不慮のことに備えて、余計の鷹を送ってもらいたいということや、別幅付の馬や、能文、能写、能駆、馬上才についての要求には、「参考前例」と回答し、「能射馬上才及善射六兩者、持弓矢挾帶事段、卑職等故告朝廷而已」と回答している。大君家綱、すなわち巖有院の墓が上野東叡山にあるのだが、前例により、巖有院と日光山の両所において致祭をすることの要求には、乙巳の時には大猷院には致祭を、権現堂には焚香のみであったのに、今回は何故両所において致祭しなければいけないのか、前例により、巖有院で致祭を、大猷院では焚香をすると、日光東照宮焚香には触れずに回答したところ、宗義真が憤慨し、「艷然之色現於辞外」という有様であったという。この後も、灯籠の献上をめぐる、藩側では、乙巳に前例があるとし、訳官側では、前例があるとしても、朝廷に報告して許しを受けなければいけないと回答するなど、この問題については、この日は決着を見ることはなかった。次いで、礼曹の印紙を数枚余計に持ち渡ることについては、「一遵旧規十人叱分、依前例書契而已、加数空紙成送之説、曾不聞知」として拒否したが、藩側では、江戸に到着してから執政奉行の数に増減を知ったのでは、「必狼狽不可不慮」であるから求めているのである反論したのに対して、訳官側が「事勢雖如此、無前規之事朝廷必不聽許教」と再反論したところ、宗義真は色をなして、「此不過慎重之道而斷無他腸」と語ったという。堂上訳官を三人に、堂下訳官及び良医を一、二名の増員の要求に

52) 「島主曰、乙巳信使以来、今将三十年矣、彼此曾經往来者幾尽身、故凡于規模、豈能一々記憶、得免生疎之弊耶、况今関白性本嚴急極、為悶虜是如為去乙、卑職等答曰、信使之往来、雖曰稀濶既、有前行之曾經者、而且有節目之文献、今当量、宜為之耳」

対しては、良医は前例により二員、堂上堂下訳官についても前規があるので、今にわかには増員できない旨回答するや、島主と奉行が、癸未の時は員訳十人であり、乙未の時は八人であり、前例にも、堂上堂下訳官に定数はなかったと反論したという。儲君前書契と別幅は前例があるので、そのようにして欲しいと要求するや、前例は、書契はなく、別幅のみであると反論したところ、そうであるなら、前規の通りでよいと答えている。「渡海訳官等手本」によって、『御回棹講定兼訳官記録』には全く記録されていない、数々の論争があったことが知られるのである。この日、対馬藩側が訳官両使に渡した「癸未乙未年例」⁵³⁾も『通信使膳録』第三冊に記録されているが、その末尾には、「曹粘目観此、渡海訳官卞舛標等賚來、島主別単、奉行等別単、及倭人所膳前例、則条列雖多、皆是漫説而亦未瑩故、只挙其梗概、開録于後、依施行何如」と評され、朝鮮国側において記録と照合されることになるのである。

虚々実々の交渉が行われたようだが、宗家文書にこうしたやりとりが全く記されていないのは不審である。『御回棹講定兼訳官記録』によれば、対馬藩年寄とは、島主出座前に面談する時間的余裕があったようだが、訳官と島主が同席したのは拝礼の時のみで、細部にわたった話があったようには見えない。しかし、「渡海訳官等手本」が、例えば、東萊に戻ってから、諸記録などを確認しつつ、別単の内容に照応するように作りあげた、まったくの虚構の論争であるかといえば、そうした推測の根拠もない。また、「渡海訳官等手本」によれば、この日受けた条書を改書したものを十一月二日の出宴席の時に受けとったとしているが、『御回棹講定兼訳官記録』にはそのような記録がなく、訳官が問題視している項目は、対馬藩が中宴席の時に渡したとする条書に書かれている通りであり、この日の条書こそ『通信使膳録』に記録されているものと同一のように見えるが、しかし、両国の記録が異なるので、講定の場と状況がどのようなものであったのかは、なお不明と言わざるをえない。あるいは、対馬藩年寄達との面談の時の論争を、島主との論争として報告したのであろうか。しかし、これも、史料によって確認はできない。節目講定は、天和二年通信使迎への使者として平田隼人が草梁和館に赴いた時にも行われ、やがて、伴って対馬に着いた後の対馬在留中でもまた交渉が行われることになる。

Ⅶ. 以酌庵宴席

十月二十八日以酌庵宴席が行われたが、以酌庵恕長老は病のため座に出ることはなかった。以酌庵の代わりに、弟子僧が勤めを果たしている。訳官両使の膳部は宗氏屋敷での初日の全部と同前であった。客殿の西東南縁の外に紫幕を掛け、本間の西東襖戸を屏風で囲い、仏壇には朝鮮国の寿牌を備え置き、仏具等を飾り、斗張を掛け、それを巻き上げて、襖戸一間だけを開けておい

53) 『通信使膳録』第三冊には「奉行別単」の次に「倭人膳録癸未乙未年例」と題されて著録されている。

た。訳官が来る前に、月番平田隼人、与頭平田所左衛門・古川平兵衛、裁判田中善左衛門、大目付袖岡弥三郎、御勘定役好見松之允・俵四郎左衛門・嶋雄仁右衛門が以酌庵に来て、諸事下知をし、また、訳官両使と挨拶を交わした。

午の刻、訳官両使が以酌庵に来る。冠装束であった。田中善左衛門が下輿所迄出迎え、奏者二人が唐門敷居際迄出迎えて、訳官両使を先導して客殿唐戸際迄誘い、両使は直ちに本間に入り、寿牌前で四度半の拝礼をして、西の方に退去した。西山寺住僧と怨長老の弟子僧が同道して、東の方に立ち並び一礼している。書役の僧と以酌庵同宿は本間の前縁で西向いに立ち並んでいた。上官は唐戸の前広縁より、小童・小通事は三尺縁より拝礼した。中官と下官は拝礼をしなかったが、これは訳官両使が辞退したもので、先例の通りであった。拝礼の後、互いに着座して、装束を替えるために双方ともに退座し、両使は本間の次十帖敷に入り装束を替え、常の装束に着替えた。西山寺は勝手に入り、着替えをしている。この後、食事のもてなしがあり、未の中刻両使は帰宿した。この日のことについては、『通信使膳録』には記録が一切ない。以酌庵は書契を管理担当するのが任務であり、通信使節目講定に直接関与するわけではない。

VIII. 出宴席

十一月二日、出宴席が宗氏屋敷に訳官両使を招いて行われた。宗氏屋敷での儀式等は初日の宴席と同様である。『御回棹講定兼訳官記録』には、この日、訳官両使と対馬藩側との間で講定に関する話が話題になったということは一切記録されていない。訳官両使は冠装束で午の上刻に宗氏屋敷に行き、木賊の間に居着する。両使が到着したことを宗義真に披露する間に、年寄中、多田与左衛門・平田直右衛門が出座して、挨拶を交わした。この挨拶の時に、講定に関する話が出たかどうか、記録はない。やがて、宗義真が出座し、茵の上に着座した後、両使に通るように樋口孫左衛門が奏者に伝えた。訳官両使が来て、中段の間で二度半の拝礼をする。この時、宗義真は茵の上に立ち拝礼を受けた。終わって、両使は扇の間に着座、この時、上官・中官・小童・下官が初日のごとく拝礼した。この後、三献があり、樋口孫左衛門が「以御料理被仰付候条、緩々給候様ニと」話し、宗義真はすぐに輿に入った。料理の後、茶を出して、年寄中、多田与左衛門・平田直右衛門が挨拶のために両使のいる座に臨んだ。それから、「右相済而両使御礼申上、酉上刻退去」したのである。この間、宗義真は広間中段西の方に簾を掛けたところに出て、「両使膳部之様子御覧被遊」れたのであるが、訳官両使との間に言葉を交わしたとの記録がない。両者が直接対面したのは、宗義真が拝礼を受けた時だけである。

「渡海訳官等手本」では、十一月二日のこの宴席を「上舡宴」という語で記し、島主と問答があったとしている。宗義真が、問慰訳官に対して「不勝感激之意」と謝し、中宴席の時の二十条

の別単中には「有所未尽処故」に「詳尽改書」して、「同改書別単一度、及奉行別単一度、癸未乙未膳書一度、合三度」を「出示」し、日光山兩処致祭に対して訳官が異議を唱えたことに関し、「十分商量以兩処焚香改書」したものであるということである。しかし、『御回棹講定兼訳官記録』には記録がない。もともと宗家文書は、藩内でのみ保管し、公儀等に見せる場合でも、原本を提供するのではなく、その写しを作成して閲覧に供するのであり、多少不都合なことがあっても、粉飾を加えて記録する必要のない文書のようなものである。不都合なことがあれば、写しを作成する際に書き改めれば済む。これに対して、「渡海訳官等手本」は報告書そのものである。どちらが事実に近い記録であるのかは、なお検討が必要であろう。

訳官が帰国する護行の使者として裁判田中善左衛門が草梁に行くことになり、礼曹参議、東萊釜山両令公への書契と別幅が記録されている。その和文は「一筆令啓達候。然者今度訳官兩使帰国付、藤原成久相副送遣之候。依之、些少之土宜令進達候。委細成久申含候。不宣/十一月 日/礼曹参議/東萊/釜山」で、一紙に書かれている。先例は「為馳走、誰相副与」という字句があったのだが、「為馳走」という文章が宜しくないので、削除したという。別幅物は、蒔絵食籠壺組、同家入八寸鏡二面、同文匣壺つ、銅五入子手洗壺組、日本土壺斤を礼曹参議へ、風呂先金屏風壺双、水晶笠緒壺掛、蒔絵家入七寸鏡一面を東萊府使に、蒔絵食籠一組、同家入六寸鏡式面、同文甲壺つを釜山僉知に贈っている。礼曹参議への書契の和文は「貴札令拝見候。貴国弥御静謐之由珍重存候。本邦茂御同前之事候。然者、来年信使渡海ニ付、我等儀江戸表首尾好御暇被下、去比、令帰国候。依之、為御祝詞預示忝存候。将又、信使之儀ニ付、存寄之趣委細訳官へ申含候間、御聞届可被成候。以前之信使者年久鋪事ニ候故、不覚之儀も有之候。殊御代替拙子茂初而同道仕事候条、諸事兩國首尾能候様、御相談可申候間、左様ニ御心得可被成候。不宣/十一月二日/礼曹参議」である。「存寄之趣委細訳官へ申含候間」とあるので、別単とは別に、「渡海訳官等手本」に見られるように、何らかの口頭でのやりとりが行われたことが推測されるが、その内容については『御回棹講定兼訳官記録』では知ることができない。

十一月十二日、樋口孫左衛門が礼曹への返翰を渡す使者となり、先だって、介添歩行侍幾度格左衛門が書契を持参し、両使が返翰を受領した後、朝鮮流の膳部のもてなしを受けた。両使が相伴した。訳官奉行と裁判役は返翰の書契が来る前に両使宿所に行き、仲介をした。使者樋口孫左衛門の口上は「来年信使来聘ニ付而御暇被成下、致下着候処、訳官早々被差渡、太悦存候。信使御用之儀以書付申渡候。委細返翰ニ申達候。此段朝廷ニ可被申達候。及自分ニ茂今度渡海候得共、別而馳走茂不申候。寒氣之時分太儀ニ存候。弥信使御用之儀申含候通、可然様ニ朝廷ニ可被申達」というものであった。ここでは、信使のことについては、「以書付申渡」し、かつ「申含」めたということになっている。

十一月十四日、使者加納幸之助が、宗義真、その正室、及び嫡子右京名義の別幅物を訳官宿所に持参した。金屏風式双、黄連式拾斤、皮掛大帳箱一、弁柄嶋三端、蒔絵掛硯一、錫天

目式束、刻小包多葉粉五拾斤、唐金火鉢二、水晶笠緒壺掛、蒔絵衣桁壺棹、蒔絵家入七寸鏡式面、銅五入子手洗一組、紋紙六百枚が礼曹参議への別幅である。宗義真、正室、嫡子右京から卞僉知と韓判事への別幅がそれぞれあり、さらに、上官十五人には紋紙参拾枚、銀山烟器式千式百五拾挺、刻壺斤入参拾箱、丹木式千四百七拾斤を、中官四十七人には銀山烟器千四百拾挺、小箱多葉粉式千七百式拾六箱、丹木七百九拾斤を、下官二十三人には銀山烟器四百八拾三挺、丹木式百五十参斤、小箱多葉粉七百五拾九箱を贈っている。ちなみに、礼曹参議から宗義真への別幅は、人蔘五斤、虎皮三枚、豹皮三枚、白苧布拾疋、白木綿三拾疋、花席拾枚、霜花紙拾卷、四張付油五部、紬拾疋、黒麻布拾疋、黄毛筆三拾柄、真墨三拾挺、花硯三面であって、朝鮮国側の負担が大であったといえよう。しかし、上中下官への銀山烟器は三千百四十三挺、煙草が一斤入りが三十箱、小箱が二千四百八十五箱、染料や薬材として使われる丹木は三千五百十三斤で二千キロ以上になることを見ると、商売物として使える物品を上中下官に多く供していることが知られる。この他に、前日の十一月十三日には、卞僉知に白銀八貫目と狐皮式百枚が、韓判事には白銀六貫目と狐皮百枚が贈られている。狐皮のことは、訳官使渡海の際に渡すべきものとして、あらかじめ定められていること⁵⁴⁾であったが、銀については定めがなく、その時々に応じて渡すものであった。これらのことは「渡海訳官等手本」には記録がない。また、訳官が渡海前に和館代官に渡した物品や代金についてなど、訳官が対馬藩との交易に直接かかわっていること、訳官使すなわち交易人であるということは「渡海訳官等手本」には一切記録されていない。

IX. 譯官兩使出帆

十一月十七日、訳官兩使は府内を出船し、二十二日佐須奈浦へ廻着したが、風が悪く、ようやく十二月八日に順風を得て佐須奈を出帆⁵⁵⁾、釜山に着岸した。ところが、十四日になって、訳官兩使に伝えるべき事柄があり、書付を佐須奈に送ろうとしたのだが、既に八日に佐須奈を出帆して帰国してしまっていたので、郡継ぎで佐須奈横目頭立田権兵衛方に送り、確実な方法で和館の田中善左衛門に届けることにした。その和文⁵⁶⁾は次の通りである。

54) 「右之通十一月十三日御使者田嶋左近右衛門を以兩使江被成下之。狐皮之儀者相定被成下。銀之儀者為相定儀ニ無之、其時々以御見合、被成下之也」

55) 「渡海訳官等手本」に「連日阻風為有如何、今月初八日始得順風無弊還渡」とある。

56) 真文は次の通り。文意に違いはない。「一昨有東都報到、諸執政論、今番母用蕪香日光山、暨、致祭嚴有廟事云、惟若有雖無香祭事、而奉幣於二廟之議、則要隨其礼、然其所供土宜、幸須來第其銅灯檠、無造製為可也。一水陸各站、前年三大使及上官者有饗饌、然而末奈不堪下箸、何故今番須以饗品而饋給之 如所謂五日次物 余在我家徒舌頭。一今番母帶無用官僚來、無過於三四百名、為可也、若向告四芸、暨、良医訳官者加一兩員、亦不妨、猶有可論者、須再曲稟」

- 一 頃日從江戸御老中被仰下候者、今度日光山、并、厳有院様御仏前江参詣之儀無用仕候様ニとの御事候。乍然、焼香無之候共、献上物者仕候様ニと被仰付儀茂可有御座候間、其用意尤候。銅灯籠者御用意御無用候。
- 一 海陸所々前年者三使上々官より上官迄御料理有之候得共、不被給候間、今度者五日次物ニ而遣可申候。委細者家来可申述候。
- 一 今度無用之人被列候事不入儀ニ候。大形三四百人ニ不過候様ニ可被仕候。先達而申入候四芸之者医者訳官等ハ一兩人増候而茂不苦候。又相替儀茂候ハ、重而可申入候。以上

月 日

公儀より日光東照宮への焼香と厳有院の致祭は無用、銅灯籠も必要なしとの連絡が来たので、それを知らせるためである。しかし、公儀が指示してもいないことであるが、致祭や焼香がなくても、献上物は必要になるかも知れないので、その用意をしてほしいと、藩側では念を入れている。五日次物や四芸と医者訳官の増員は条書の中で既に触れていることの再確認であり、総勢三四百人というのは、全体の員数の減員を今回初めて具体的な数字で示したものである。

減員については、日本側だけが要求しているのではない。使者陶山五市郎、封進安重利兵衛が七月日付の「請訳官渡海書」を持って渡海⁵⁷⁾した時の船は五隻であり、第一隻は六十名、第二隻は水木船で二十名、第三隻は不時に備えて船尾に繋いで曳航した小船、第四隻は辛酉兼帯歳遣第十一船で二十名、第五隻は歳遣第十二船で二十名であった。訳官を請う第一隻六十名について、辛酉八月十三日付で東萊府使南益薫が状啓した文の中に、差倭が率いてきた員数が多すぎるので、訳官が開諭して減員を日本側に要求したとある。同じく八月二十八日付で東萊府使南益薫が状啓した文の中には、五十人以内とすべしと要求した旨のことが書かれている。使者の数が多ければ、五日次物や茶礼、あるいは返礼の別幅物をはじめとして、接慰の負担が増えるからである。これは、対馬藩も幕府も同様で、三四百人に減員との要請は経費削減のために他ならない。

十二月十六日、訳官兩使が草梁に着岸したことを公儀に知らせる書状を送った。その文面⁵⁸⁾では、「朝鮮より訳官兩使召寄」せたのであり、「朝鮮国より茂如先例可相勤之旨」の訳官口上があったとし、「其御地参上之儀、御差図之通弥来秋中渡海仕候様」にと「申含」め、帰国も「帰帆申付」けたことになっている。

訳官兩使が別単を持ち帰ることで、それへの具体的な検討が朝鮮国で始まることになるが、『通信使膳録』第三冊が、倭小舩が館所に来たので問情したところ、島主が関白に謁見し「貴国請

57) 『通信使膳録』第三冊によれば、東萊府使南益薫が釜山僉使李万徹から倭船が館所に来たとの報告を受けたのが七月二十四日亥の刻である。この前後に着船したのであろう。

58) 「一筆致啓上候。兩上様益御機嫌能可被成御座与恐悦奉存候。然者、先頃遂御案内候通、朝鮮より訳官兩使召寄、来年信使来聘之儀申談候処、諸事先規之通ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候。尤、朝鮮国より茂如先例可相勤之旨、訳官口上ニ申聞候。其御地参上之儀、御差図之通弥来秋中渡海仕候様ニ申含候。右之兩使去比帰帆申付候処、今月八日無為草梁頂江着船仕候由、申来候。此旨為可申上、各様迄捧愚札候。恐惶謹言/十二月十六日/大久保加賀守様/堀田筑前守様/阿部豊後守様」

通信使」の言を受け、島主が江戸を六月二、三日頃に出立する予定である、島主がやがて帰島するであろうから、問慰訳官を今年九月あるいは八月の内に渡海するようにと求めていることを、釜山僉使李万徹が東萊府使南益薫に告げ知らせたのが六月十七日申の刻で、これが『通信使膳録』第三冊の最初の記録である。日付は辛酉六月二十六日である。このように、実質的な交渉は、講定訳官使渡海より前から行われており、訳官渡海は、双方が対面し、それまでの交渉を文書によって確認したというのが実情のようである。

おわりに

天和二年通信使、すなわち壬戌通信使講定のための訳官使の具体的な様相を、主として宗家文書によって確認したのだが、藩側としては、対馬島内における密売買防止に躍起になっており、通信使に関しては、前例に従いながらも、四芸あるいは良医訳官については増員を、しかし、全体としては減員を要求、日光東照宮や厳有院への焼香あるいは致祭を無用という公儀からの連絡を受けた後に、それを通知するものの、念のためにということで焼香の具の準備を要求するなど、煩瑣なほどに念入りであるといえよう。両者の間に、口頭での議論の応酬が実際にあったのかどうかについては、なお不明といわざるをえない。「渡海訳官等手本」が「手本」、すなわち報告書であるということに留意する必要がある。対馬藩が公儀に送った書状の文言と同様に、字句の通りには受け取れない要素があるからである。実務的な講定は、天和二年三月二十一日、信使迎への使者平田隼人が草梁和館に到着してから、なおも続けられることになる。

参考文献

- 『延宝九辛酉年 十月二日此日廻府 御回棹講定兼 譯官記録 貳冊之内一 下金知韓判事』, 大韓民國國史編纂委員會.
- 『天和貳壬戌年 天和信使記録
信使迎之使者在館中并佐須奈着船より 府内到着迄之毎日記』, 大韓民國國史編纂委員會.
- 『天和貳壬戌年 天和信使記録 信使對府在留中毎日記』, 大韓民國國史編纂委員會.
- 『天和貳壬戌年 天和信使記録 信使對府在留中毎日記』, 大韓民國國史編纂委員會.
- 『兩國往復書牘』, 日本國立國會図書館.
- 『通信使牘録』(影印本), 서울대학교 도서관, 1991.
- 三宅英利氏, 『近世日朝關係史の研究』 文獻出版、昭和六十一年三月.
- 李元植氏 『朝鮮通信使の研究』 思文閣出版、平成九年八月.
- 箕輪吉次, 「延宝九(1681)年正月譯官使」, 『日本學論集, 20輯』 2005.
- , 「天和元年(1681)講定譯官使派遣まで」 『日本學論集21輯』 2007.
- , 「天和二年(1682)の筆語唱和-揮毫と筆談への規制-」 『日語日文學研究 63輯2卷』 2007.

〈요약문〉

天和元年(1861) 讲定 译官使

미노와 요시즈구

1681년 6월 28일 대마도주 宗義眞(소우 요시자네)가 江戸(에도)에서 대마도에 돌아왔다. 對馬藩은 즉시 조선에 사자를 보내어, 대마도주가 돌아온 것을 위로하고, 통신사에 관한 절목을 정하는 問慰譯官의 파견을 요청하였다. 1681년 정월, 問慰譯官이 대마도에 도해했을 때에도 일본인과의 밀무역 사건이 일어났다. 이에 講定譯官使에게, 종래의 합의에 따라 초량 왜관 내지는 佐須奈(사수나)浦에서, 배에 실은 짐을 조사하겠다고 하였으나, 조선 측은 이를 거절 하였다. 따라서 역관 스스로가 수행원들의 짐을 조사하기로 하고, 問慰譯官이 도해하였다. 1681년 9월 22일 승선, 23일 출발, 같은 날 佐須奈(사수나)浦에 착선, 10월 2일에 嚴原(이주하라)에 착선하여 같은 달 9일, 역관사들을 宗氏저택에 청하여 식사 대접을 하였다. 그 후 통신사 절목에 관한 宗氏측의 견해를, 島主別單 12條, 奉行別單 8條로 정리하여 조선 측에 전달하였다. 이에 관해 역관 기록인 通信使謄錄의 渡海譯官等手本에 의하면, 別單과 전례 등록인 倭人謄錄癸未乙未條例를 역관에게 건넨 후, 日光東照宮, 大猷院, 嚴有院에 대한 焚香과 致祭등을 둘러싼 양자 간의 논쟁이 있었다고 쓰여 있지만, 宗氏측 기록에는 그러한 기술이 남아 있지 않다. 또한 10월 28일, 以酏庵을 통해 역관사 일행을 초청한 연석이 있었는데, 통신사 강정에 관한 것은 전혀 문제 삼지 않았고, 또한 이 날 있었던 일에 관해서도 渡海譯官等手本에는 전혀 기술되어 있지 않다.

11월 2일에는 역관사를 宗氏邸宅에 불러 出宴席을 행하였다. 조선에서 보내 온 別幅과, 이에 대한 답례로써 對馬藩이 보낸 別幅을 비교해 보면, 일견 조선 측의 부담이 큰 것 같기도 하지만, 上中下官에게 보낸 선물 가운데에는, 銀山烟器가 3, 143개, 煙草 한 근 들이의 작은 상자가 30개, 작은 상자가 2, 485개, 染料와 藥材로써 사용되어지는 丹木가 3, 513근 2, 000Kg 이상으로, 단지 조선만의 부담으로 볼 수가 없음을 알 수 있다. 또한 商賣物로써 통용될 법한 물품이 보내어 졌음을 알 수 있다. 譯官船이 交易船인 것은 확실하지만, 渡海譯官들이 작성한 手本에는 이에 관한 어떠한

기술도 남아 있지 않다.

譯官使 隨員에 의한 密貿易을 방지하기 위해, 譯官使가 對馬藩에 팔았던 織物들은, 출항 전에 초랑 倭館의 代官에게 건네었다. 倭館측이 대마도에 그 물품을 보내고, 대금을 對馬藩에서 譯官에게 주도록 하였다. 11월 7일 譯官兩使는 嚴原를 出帆하여, 22일에 佐須奈浦에 입항하고, 順風을 타, 12월 8일에야 草梁에 着船하였다. 12월 14일, 日光東照宮과 嚴有院에 致祭는 필요 없다는 幕府로부터의 연락을 받아, 譯官使에 전달하도록 하였지만, 이미 出帆하였기에, 倭館에 연락하여 조선 측에 그 뜻을 전달하고, 총원을 3~400 명으로 대폭 줄여 주도록 요청하였다. 조선국 측에서는 같은 서계를 「信使請來差倭書契謄本」에, 日本側이 信使를 요청하였다고 기록함에 비하여, 宗家文書는 「遣告信使渡海參判書」에, 通信使渡海의 時期에 관하여 고지하는 것처럼 기록되어 있다. 또한, 譯官使도 對馬藩이 요청한 것이 아니라 불러들인 것으로, 相談 合議된 것이 아니라, 譯官에게 이해시킨 것이라고 기록되어 있다.

상술한 바와 같이, 양국의 기록은 각각의 입장에서 쓰여진 것으로 생각해야 할 것이고, 通信使節目 講定은, 通信使를 맞이하는 使者가 草梁에 넘어갔을 때뿐만 아니라, 對馬에 通信使가 渡海한 후 조차, 상황에 따라 행해진 것을 알 수 있었다.

주제어: 통신사(通信使), 역관사(譯官使), 문위역관(問慰譯官), 번승표(卞尙標), 한후원(韓後瑗), 소 요시자네(宗義眞), 덴나(天和), 1681년

